**【平成２９年4月１日以降に技能実習を開始する場合】**

建設労働者確保育成助成金　技能実習コース（経費助成・賃金助成）計画届チェックリスト

・計画届の提出時に、この用紙を用いて必要書類をチェックし、計画届の最上部に添付してください。

・訓練を実施しようとする日の**１週間前**までに提出してください。

※提出期限を過ぎた場合は計画書を受理することができませんのでご注意ください。

問い合わせ・提出先

宮城労働局　助成金コーナー

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町１番地　　　　　　　　　　　第４合同庁舎

　　　　　ＴＥＬ　022-299-8063

　　　 ＦＡＸ　022-299-9388

○事業所名

○事務担当者　所属・氏名

○連絡先　ＴＥＬ

　　　　　　　ＦＡＸ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出様式・添付書類等**【平成２９年4月１日以降に技能実習を開始する場合】**  平成２９年３月３１日までに技能実習を開始する場合と平成２９年４月１日以降に技能実習を開始  する場合で必要な書類が異なります。また、様式も変更していますのでご注意ください。 | | | 事業所  ﾁｪｯｸ | 労働局  ﾁｪｯｸ |
|  | **建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届（建助様式第２号）**（H28.10.１改正）  **※裏面も印刷してください** | ・代表者印、捨印を押印  ・修正液や修正テープは使用不可 |  |  |
| **②** | **訓練内容が確認出来る書類(実施主体の概要、内容、実施期間、場所等の分かる書類や訓練カリキュラム、パンフレット等)** |  |  |  |

※この計画届チェックリストは**平成２９年４月１日以降に開始される**技能実習に適用となります。

※この計画届を持って支給となるものではなく、技能実習を終了した日の翌日から起算して原則２か月以内に支給申請書(建助様式第１７号)および添付書類を提出していただきます。

※計画届を提出後、変更が生じた場合は、計画変更届（建助様式第9号）をご提出ください

イメージ図　　平成2９年５月15日開始の技能実習を受講するケース

計画届提出期限

支給申請期限

申請書提出期限

支給申請期限

技能実習期間

Ｈ29

・

５

・

22

Ｈ29

・

７

・

21

Ｈ29

・

５

・

21

終

了

Ｈ29

・

５

・

８

ま

で

Ｈ29

・

５

・

15

開

始

一週間

二か月

申

請

期

間

末

日

申

請

期

間

初

日